

身体拘束適正化のための指針

けやきデイサービスセンター

1 目的

本指針は、利用者の尊厳を守り、安全で安心できるサービスを提供するため、身体拘束の廃止および適正化に関する基本的な考え方を定めることを目的とする。

当事業所では、利用者の尊厳を守る観点から、身体拘束を原則として行わない。

2 身体拘束の定義

身体拘束とは、利用者の身体または行動を制限する行為を指す。

主な例として以下のようなものがある。

- ・ ベッドや車椅子にひもやベルトで固定する
 - ・ ミトン型手袋などで手の自由を制限する
 - ・ 車椅子のテーブルなどで立ち上がれないようにする
 - ・ 居室やトイレなどに閉じ込める
 - ・ 必要以上の薬剤で行動を抑制する
-

3 身体拘束の原則禁止

当事業所では身体拘束を原則として禁止する。

ただし、以下のすべての条件を満たす場合に限り、例外的に身体拘束を検討することがある。

① 切迫性

利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶ可能性がある

② 非代替性

他に代替手段がない

③ 一時性

身体拘束が一時的なものである

この三つの要件（**切迫性・非代替性・一時性**）をすべて満たす場合に限る。

4 身体拘束を行う場合の手続き

やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手続きを行う。

- ・ 事前に十分な検討を行う
- ・ 利用者または家族へ説明し同意を得る
- ・ 実施内容を記録する
- ・ 拘束は最小限の時間とする
- ・ 状況を定期的に見直す

5 身体拘束の適正化のための取り組み

当事業所では身体拘束を防止するため、以下の取り組みを行う。

- ① 身体拘束適正化に関する研修を年1回以上実施する
- ② 職員間で利用者の状態を共有し、拘束に頼らないケアを検討する
- ③ 身体拘束の必要性が生じないケア環境づくりを行う

6 身体拘束適正化担当者

当事業所における身体拘束適正化担当者を以下の通り定める。

身体拘束適正化担当者

施設長 田中友紀

7 本指針の見直し

本指針は定期的に見直しを行い、必要に応じて改訂する。

令和8年3月10日 制定

けやきデイサービスセンター